第一の二中「14まで」を「16まで」に改め、同2中「及び特例フィリピン人第五陣看護師候補者」を「、特例フィリピン人第五陣看護師候補者及び特例フィリピン人第六陣看護師候補者」に改め、同3中「及び特例フィリピン人第四陣介護福祉士候補者」を「、特例フィリピン人第四陣介護福祉士候補者及び特例フィリピン人第五陣介護福祉士候補者」に改め、同14を同16とし、同13を同15とし、同12を同13とし、同13の次に次のように加える。

14　特例フィリピン人第五陣介護福祉士候補者　平成二十五年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

第一の二中11を12とし、10を11とし、9を10とし、8の次に次のように加える。

9　特例フィリピン人第六陣看護師候補者　平成二十六年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

第二の一の2の(1)を次のように改める。

(1)　協定指針第二の一の3（同(1)から(7)までに係る部分に限る。）の規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、協定指針第二の一の3中「フィリピン人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件」とあるのは「特例フィリピン人看護師候補者が就労する受入れ施設は」とあるのは「特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人介護福祉士候補者指針」という。）」とあるのは「特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者指針」という。）第一の二の2に規定する特例フィリピン人看護師候補者をいう。）が就労する受入れ施設は」と、協定指針第二の一の3の(4)中「4の(1)の看護研修計画」とあるのは「特例フィリピン人看護師候補者等指針第二の一の3の(1)の看護研修改善計画」と、協定指針第二の一の3の(7)中「特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）」とあるのは「特例フィリピン人看護師候補者等指針」と読み替えるものとする。

第二の一の2の(3)中「、協定指針第四の二の4」を「若しくは特例ベトナム人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者指針」という。）第五の一の2又は協定指針第四の二の4」に改め、同(4)中「、協定指針第四の二の5、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の5又は」を「若しくは特例ベトナム人看護師候補者指針第五の一の3又は協定指針第四の二の5、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の5若しくは」に改める。

第二の二の2の(1)を次のように改める。

(1)　協定指針第二の二の3（同(1)から(4)までに係る部分に限る。）の規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、「フィリピン人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件」とあるのは「特例フィリピン人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は」とあるのは「特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人介護福祉士候補者指針」という。）」とあるのは「特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者指針」という。）第一の二の2に規定する特例フィリピン人介護福祉士候補者をいう。）が就労する受入れ施設は」と、協定指針第二の二の3の(4)中「4の(1)の看護研修計画」とあるのは「特例フィリピン人介護福祉士候補者等指針第二の二の3の(1)の介護研修改善計画」と、協定指針第二の二の3の(7)中「特例フィリピン人介護福祉士候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人介護福祉士候補者等指針」という。）」とあるのは「特例フィリピン人介護福祉士候補者等指針」と読み替えるものとする。

第四の一中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。

第四の二中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

別表第一に次のように加える。

特例フィリピン人第六陣看護師候補者	平成二十九年度

別表第二に次のように加える。

特例フィリピン人第五陣介護福祉士候補者	平成二十九年度

○厚生労働省告示第百二号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十九日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二の一の2の(3)中「、社団法人国際厚生事業団」を「、公益社団法人国際厚生事業団」に改める。

第二の一の3の(7)中「若しくは特例フィリピン人看護師候補者等」を「、特例フィリピン人看護師候補者等」に改め、「特例フィリピン人看護師候補者等をいう。以下同じ。）」の下に「若しくは特例ベトナム人看護師候補者（特例ベトナム人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者指針」という。）第一の二の1に規定する特例ベトナム人看護師候補者をいう。以下同じ。）」を加え、同(8)中「若しくは特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の2」を「、特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の2若しくは特例ベトナム人看護師候補者指針第五の一の3」を「、特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の3若しくは特例ベトナム人看護師候補者指針第五の一の3」に改める。

第二の二の3の(2)中「財団法人日本国際教育支援協会」を「公益財団法人日本国際教育支援協会」に改める。

第二の二の3の(4)並びに第三の一の2の(2)及び二の2の(2)中「若しくは特例フィリピン人看護師候補者等」を「、特例フィリピン人看護師候補者等若しくは特例ベトナム人看護師候補者」に改める。

○厚生労働省告示第百三号

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十九日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二の一の2の(3)中「、社団法人国際厚生事業団」を「、公益社団法人国際厚生事業団」に改める。

第二の一の3の(7)中「若しくは特例インドネシア人看護師候補者等」を「、特例インドネシア人看護師候補者等」に改め、「特例インドネシア人看護師候補者等をいう。以下同じ。）」の下に「若しくは特例ベトナム人看護師候補者（特例ベトナム人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者指針」という。）第一の二の1に規定する特例ベトナム人看護師候補者をいう。以下同じ。）」を加え、同(8)中「若しくは特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の2」を「、特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の2若しくは特例ベトナム人看護師候補者指針第五の一の3」を「、特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の3若しくは特例ベトナム人看護師候補者指針第五の一の3」に改める。

第二の二の3の(2)中「財団法人日本国際教育支援協会」を「公益財団法人日本国際教育支援協会」に改め、同(4)中「若しくは特例インドネシア人看護師候補者等」を「、特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例ベトナム人看護師候補者」に改める。

第二の三の3の(3)中「社団法人日本介護福祉士養成施設協会（二）」を「公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会（二）」に改める。

第二の三の3の(4)並びに第三の一の2の(2)及び二の2の(2)中「若しくは特例インドネシア人看護師候補者等」を「、特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例ベトナム人看護師候補者」に改める。